

認証基準		
項目	基準	
認証区分	重点型	普及型
保育等の内容	団体等は、幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を尊重し、こどもの状況や発達過程を踏まえた教育・保育を行うこと。	
自然体験活動	1 3歳以上のこどもについて、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週10時間以上となっていること。	1 3歳以上のこどもについて、屋外を中心とした自然体験活動の時間が、長期休暇等を除き平均しておおむね週5時間以上となっていること。
	2 園の活動方針や指導計画等に、自然体験活動に関する事項を入れ、計画的に実施していること。 3 外部フィールドが園庭以外にあり、季節や天候に応じて様々な自然体験活動を行えること。ただし、園庭において多様な自然体験活動が実施できる場合はこの限りではない。	
地域社会との連携	活動に当たっては、地域資源を活用し、地域住民の協力を得られるよう努めること。	
安全確保	1 屋外でこどもの自然体験活動を行う際は、十分な安全管理に配慮した保育者の配置体制をとっていること。 2 屋外でこどもの自然体験活動を行う際の安全管理マニュアルを作成し、必要に応じて見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 3 屋外でこどもの自然体験活動を行う際に、緊急事態（地震、落雷、豪雨、降雹等の自然災害や不審者遭遇等）が発生した場合の避難などの対応方法について定められており、定期的に見直す仕組みがあること。かつ、保育者と保護者に周知していること。 4 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、救急医や消防署及び警察署への連絡方法について定められていること。かつ、事前に各機関への協力要請を行っていること。 5 屋外でこどもの自然体験活動を行う際のけがや事故に迅速に対応できるよう、各保護者との複数の連絡方法が書面又は電子メール等で確認されていること。 6 こども及び保育者（公務員及びみなし公務員を除く。）が傷害保険に加入していること。かつ、団体等（国、地方公共団体及び国立大学法人を除く。）が損害賠償責任保険に加入していること。 7 1～5を計画的に実施するための年間計画（安全計画）を作成していること。	

<p>安全確保に関する講習受講</p>	<p>申請日において、次の各号の安全確保に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する保育者が2人以上いること（うち1人以上は常勤の保育者とする。）。また、申請後においても同様とする。</p> <p>① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部（局） ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」（EFR-CFC）</p>	<p>申請日において、次の各号の安全確保に関する講習のいずれかを受講し、有効期限内の認定証等を保有する常勤の保育者がいること。また、申請後においても同様とする。</p> <p>① MFA「チャイルドケアプラス」 ② 上級救命講習 消防本部（局） ③ 幼児安全法支援員養成講習 日本赤十字社 ④ 小児救命救急法「子供のためのケア」（EFR-CFC） ⑤ MFA「ケアプラス」 ⑥ 普通救命講習（Ⅰ～Ⅲ） 消防本部（局） （認定証等が発行されるWEB講習を含む。） ⑦ 救急法基礎講習 日本赤十字社</p>
<p>個人情報の保護</p>	<p>職員及び職員であった者が、正当な理由がなく、子どもや保護者の個人情報等、その他業務上知り得た情報を漏らすことがないよう、必要な措置を講ずること。</p>	
<p>保育者の人数</p>	<p>1 申請日時点の保育者と在籍する子どもの人数比率及び保育者の資格について、次の各号の基準をすべて満たしていること。</p> <p>ただし、幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園をいう。）、保育所（児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。）、認定子ども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定子ども園をいう。）又はその他の届出保育施設（児童福祉法第59条の2に基づく届出を行っている施設をいう。）にあつては、それぞれの従うべき基準によるものとする。</p> <p>(1) 満4歳以上の子どもは、おおむね30人に対し保育者が1人以上いること。 (2) 満3歳以上満4歳未満の子どもは、おおむね20人に対し保育者が1人以上いること。 (3) 満1歳以上満3歳未満の子どもは、おおむね6人に対し保育者が1人以上いること。 (4) 満1歳未満の子どもは、おおむね3人に対し保育者が1人以上いること。 (5) 保育者は、常時2人以上いること。</p> <p>2 1クラスにつき1名以上は、幼稚園教諭の免許又は保育士資格を有する者を配置すること。</p>	
<p>自然体験活動における保育者の配置</p>	<p>屋外において自然体験活動を実施する際は、上記「保育者の人数」にかかわらず、保育者を必要に応じて加配（満3歳以上の子どもにあつては、おおむね6人から10人に1人程度が望ましい）するなど、十分な安全管理に配慮した人員を配置すること。</p>	
<p>研修（質の担保）</p>	<p>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</p>	<p>1 県が開催する自然環境保育を行う上で必要な安全管理に関する研修に参加し、又は、参加する予定の常勤の保育者がいること。</p>

	<p>2 申請日以前の2年間に、自然環境保育を行う上で有効であると考えられる外部の研修等に参加し、又は、対外的な事例発表等を行った常勤の保育者がいること。</p> <p>3 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。</p>	<p>2 自然環境保育を行う上で有効であると考えられる内部研修を1年につき1回以上行っていること。</p>
<p>小学校との連携</p>	<p>個々のこどもの在籍に関すること、健康状態に関すること及び育ちに関すること等について記録を作成するとともに、在籍するこどもの就学に際して、当該小学校等とこどもに関する情報共有や交流を図ること。</p> <p>なお、交流に当たっては、自然体験活動を通じた交流の機会の確保など、小学校との積極的な連携を図ることが望ましい。</p>	